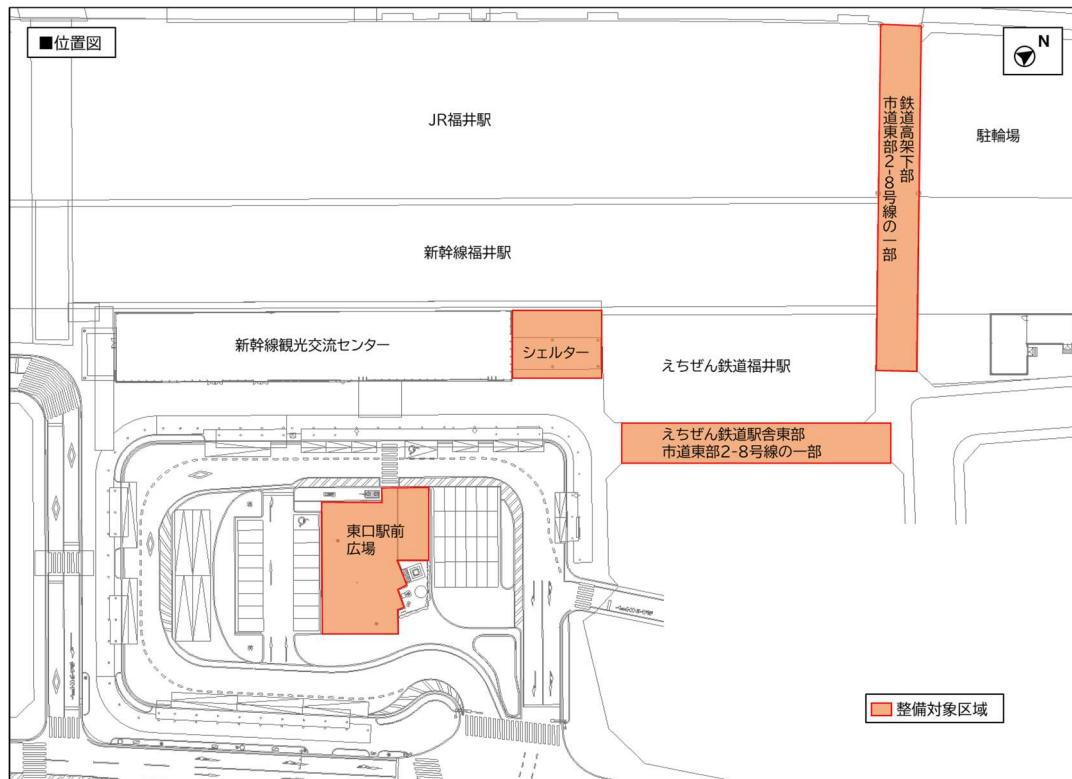


# 「おいでよ！福井駅恐竜プロジェクト」整備業務に係る公募型プロポーザル 実施要領

## 1 業務概要

- (1) 目的：現在、令和6年春の北陸新幹線福井開業に向けて、新幹線駅舎の建設や、駅舎に隣接して観光交流センターの整備が進められるとともに、民間主体による市街地再開発事業が進められ、福井駅周辺の街並みが大きく様変わりしようとしている。
- 開業後は、首都圏から観光・ビジネス目的で訪れる人が多く見込まれることから、こうした交流人口の拡大をしっかり受け止めるため、県都の玄関口である福井駅周辺のさらなる活気や賑わいづくりが求められている。
- 「おいでよ！福井駅恐竜プロジェクト」では、福井駅に降り立った人が、駅周辺をドキドキワクワクしながら回遊してもらうため、「恐竜」をキーワードに様々な仕掛けを行うものである。
- また、全国、世界に向けて福井の新たな魅力を発信し、多くの来街者が訪れるとともに、市民にとっても本市に愛着と誇りが持てるよう、本業務を行う。
- (2) 業務名：「おいでよ！福井駅恐竜プロジェクト」整備業務（以下、「業務」という。）
- (3) 業務内容：企画・設計・製作・設置及びこれに付随する一切の業務を行う。
- ※詳細は「おいでよ！福井駅恐竜プロジェクト」整備業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり
- (4) 業務期間：契約締結日から令和6年3月15日まで
- (5) 対象区域：下図のとおり（詳細は仕様書を参照）



## 2 業務に要する費用（予定価格） 260,000千円（税込）

※参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

※本業務に関する協議や各種打ち合わせ、申請等に要する経費も業務に要する費用に含まれる。

※維持管理費は業務に要する費用に含める必要はないが、提案書への記載は行うこと。

## 3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 福井市一般業務の委託に係る競争入札参加資格等に関する要綱（平成11年12月20日施行）の規定に基づき、本市の一般業務競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている又は公表日から参加申込書の提出期限までの間に、福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書を提出済みであること。なお、申請書を提出中の場合、資格審査において認定されなかった時点で本件に関する参加資格を喪失する。
- (2) 公表日から受託候補者特定の日までの間に、福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）でないこと又は役員が暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (7) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
  - ①親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）

- ②親会社（個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社を含む。）と同じくする子会社同士の関係
  - ③一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
  - ④一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係
- (8) 当該プロポーザルにおいて、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。
- (9) 国税及び地方税の滞納がないこと
- (10) 配置予定の担当技術者は、建設業法、建設業法施行令及び施行規則に基づいた適正な資格を有すること。また、配置予定の担当技術者の中から管理技術者を1名置くこと。管理技術者は提出事業者に所属する者とし、本業務を管理・監督するものとする。
- (11) 平成23年4月1日から令和4年4月28日までの間に、国、地方公共団体等において本業務と同規模以上の業務（※）を履行した実績を1件以上有すること。  
※本業務と同規模以上の業務とは、「模型造形（モニュメント等）や照明演出等を用いた総合的な展示演出に係る企画・設計及び製作・設置業務で、契約金額が200,000千円（税込み）以上の業務」とする。なお、屋内・屋外かは問わない。
- (12) 複数の事業者により構成される共同体で参加する場合は、次に掲げる項目を全て満たすこと。
- ①共同体は、3者以下で構成すること。
  - ②共同体の構成員は、業務委託において当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
  - ③共同体の構成員は、単独又は他の共同体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。
  - ④共同体の全ての構成員は、上記(1)から(9)に掲げる事項を全て満たしていること。
  - ⑤共同体の構成員のうち1者は、上記(10)及び(11)に掲げる事項を満たしていること。

## 4 説明会

- (1) 開催日時：令和4年5月13日（金）14時00分～17時00分
- (2) 開催場所：福井市役所別館 第14会議室C
- (3) 内容：業務概要の説明、現地確認
- (4) 申込期間：令和4年4月28日（木）～令和4年5月12日（木）
- (5) 申込方法：説明会申込書（様式1）に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること。

(6) 申込先：14 担当部署（提出・問い合わせ先）のとおり

※説明会への参加については本プロポーザル参加の必須要件とはしない。

※新型コロナウィルス感染症の状況により変更となる場合がある。

## 5 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和4年5月16日（月）17時00分（必着）

(2) 提出方法：別添の質問票（様式2）により、持参、FAX又は郵送にて提出すること。

※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。なお、共同体での申請の場合は代表者が行うこと。

(3) 提出先：14 担当部署（提出・問い合わせ先）のとおり

(4) 回答日：令和4年5月20日（金）

(5) 回答方法：本市のホームページに掲載

## 6 参加申込書の提出

(1) 提出書類

①参加申込書（様式3）

②誓約書（様式4）

※共同体の場合は全ての構成員のもの

③登記事項証明書又は登記簿謄本

※共同体の場合は全ての構成員のもの

④直近年度の国税（法人税及び消費税等）及び市町村税の納税証明書

・未納の税額がないことを証明するものであること。

【国税】税務署発行の様式その3の3

※国税の納付猶予の特例制度の適用を受けている場合は、その事実が確認できる書類を提出すること。

【市町村税】課税されている全税目が記載されているもの（直近2年分）

※本市内に営業所等のない事業者は、所在地の市区町村の納税証明書を提出すること。

⑤直近1営業年度に係る決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（コピー可）

⑥共同体結成届書（様式5）

※共同体を結成する場合のみ

⑦福井市一般業務競争入札参加資格審査申請書の受領書の写し（受付印が押してあるもの）

※共同体の場合は全ての構成員のもの

⑧業務実績調書（様式6）

#### <注意事項>

- ・参加資格者名簿に登録されている者は③、④及び⑤の書類は提出不要とする。
- ・③及び④の書類は、提出日以前3か月以内に発行されたもの（コピー可）であること。

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限等

- ① 提出期限：令和4年5月26日（木）17時00分（必着）
- ② 提出先：14 担当部署（提出・問い合わせ先）のとおり
- ③ 提出方法：持参又は郵送によること。

※持参の場合は、平日の9時から17時までの間に提出すること。

※郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

## 7 参加資格審査の結果通知

参加申込書を提出した者については参加資格要件を審査し、その結果（参加資格の有無）を令和4年6月2日（木）に電子メール等で連絡する。

## 8 企画提案書の提出

参加資格要件を満たした者は、次のとおり書類を提出すること。なお、企画提案書については、仕様書に基づき、提案の特徴を明確にするとともに、業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。なお、企画提案書提出期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(1) 提出書類

①企画提案書提出届（様式7）

②企画提案書（任意様式）

ア 企画・デザインコンセプト（A3判・1枚）

※文章の補充のために、写真、イラスト、図表等を用いることも可とする。

イ 東口駅前広場に関する提案（A3判・5枚以内）

※平面・配置プランのほか、完成イメージを2カット作成すること。完成イメージについては、アイレベルかつ異なる視点からのものとすること。

ウ その他エリアに関する提案（A3判・3枚以内）

※整備の考え方を簡潔な文章で記すこと。文章の補充のために、イメージとして写真、イラスト、図表等を用いることも可とする。

エ 独自提案（A3判・1枚）

※提案者が本業務の履行に際し効果的であると考えることや、本業務完了後の将来的

な活用方法や持続可能な賑わい創出に向けた展開等を記載すること。また、本業務完了後の維持管理に関して、具体的な内容や想定費用の考え方を記載すること。

③工程表（様式8）

④実施体制各種調書

ア 会社概要（様式9-1）

イ 技術者の概要（様式9-2）

ウ 担当技術者調書（様式9-3）

エ 担当技術者の経歴及び実績等調書（様式9-4）

※保有資格等が分かるものの写しを添付すること。

⑤本業務実施に係る事業費積算内訳【任意様式】

※積算にあたっては、内訳（積算根拠）を明らかにすること。

※また、記載金額については、仕様書に基づいた本業務の総額の本体価格（税抜）と消費税（地方消費税額を含む。）を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。

(2) 提出部数 各10部（正本1部、副本9部）

※A4判縦、左綴じを原則とし、ページ番号を付してファイル等に綴じて提出すること。なお、A3判は、片袖折りにして綴じ込むこと。

(3) 提出期限等

① 提出期限：令和4年6月17日（金）17時00分（必着）

② 提出先：14 担当部署（提出・問い合わせ先）のとおり

③ 提出方法：持参又は郵送によること。

※持参の場合は、平日の9時から17時までの間に提出すること。

※郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) 留意事項

・企画の提案は1者（又は1共同体）につき1案とすること。

## 9 企画提案書の審査方法

(1) 審査方針

企画提案書内容の審査は別に設置する「審査委員会」において、企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施し、総合的に審査した上で受託候補者を1者選定する。

①日時：令和4年6月28日（火）予定 ※詳細は別途通知する。

②場所：福井市役所本館8F 第8会議室A

③方法：プレゼンテーション及び質疑応答

・プレゼンテーション及び質疑応答は、各提案者50分（説明時間35分、質疑応答15分）以内とし、非公開で行う。

- ・出席者は5名以内とする。なお、共同体については、代表者及び構成員1名以上は必ず出席すること。
- ・業務に携わる担当者が説明を行うこと。
- ・プレゼンテーションは、企画提案書に沿ったものとし、審査委員会当日の企画提案書等の差替え、追加資料の配布及び模型・サンプル等の持ち込み等は認めない。ただし、投影資料の枚数は問わない。(動画やCG等の投影も可とする。)
- ・プロジェクター及びスクリーンは市が用意するため、使用を希望する場合は事前に連絡すること。なお、パソコン等は提案者が用意することとし、その動作確認は提案者の責により行うこと。
- ・オンライン(Zoom)によるプレゼンテーションも可とする。ただし、オンライン会議サービスはZoomを使用し、本市がホスト(主催者)として開催するため、対応可能なWeb会議環境を準備すること。なお、共同体の場合は代表者のみが接続すること。
- ・オンラインで実施する場合は、実施日の5日前までに市から提案者に知らせる。提案者がオンラインによるプレゼンテーションを希望する場合も5日前までに市に連絡すること。

## (2) 審査基準

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

審査項目	審査内容	配点
業務遂行能力等	業務体制 ・業務を円滑かつ安定的に実施できる十分な体制が確保されているか。	5点
	業務実績 ・業務を円滑かつ安定的に遂行できることを担保する類似業務の十分な実績と成果を有しているか。	5点
企画提案内容	実施方針 ・本業務の目的や業務内容を把握し、具体的かつ現実的な提案となっているか。	20点
	デザイン ・「恐竜王国ふくい」の認知度向上、イメージアップが図れる戦略的なデザインとなっているか。 ・各エリアコンセプトに沿った提案となっているか。 ・訪れた人がSNS等で情報発信したくなる工夫や話題作りのきっかけとなる空間となっているか。	35点
	スケジュール ・作業工程の内容が具体的かつ履行期間内に実現可能となっているか。 ・無理のない計画が立てられ、作業の進捗が滞った際の対応について、検討がなされているか。	15点

	独自提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各エリアコンセプトに沿った上で本業務の趣旨を昇華させた提案となっているか。</li> <li>・本業務完了後の持続的な活用方法や持続可能な賑わい創出に向けた展開等の提案となっているか。</li> </ul>	10 点
	プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレゼンテーションが分かりやすく、説得力があるか。</li> <li>・質疑への応答は適切であるか。</li> <li>・業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか。</li> </ul>	5 点
	業務経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか。</li> </ul>	5 点
合 計			100 点

### (3) 審査結果の通知

- ①審査結果は提案者全者に対し、令和4年7月上旬以降に書面により通知する。
- ②・提案事業者数及び受託候補者については、市公式ホームページに掲載する。
  - ・審査経緯については公表しない。
  - ・審査内容及び結果についての異議は一切受け付けない。

## 10 スケジュール

実施要領等の公表	令和4年4月28日（木）
説明会	令和4年5月13日（金）
質問期限	令和4年5月16日（月）
質問回答	令和4年5月20日（金）
プロポーザル参加申込書の提出期限	令和4年5月26日（木）
参加資格審査の結果通知	令和4年6月2日（木）
企画提案書の提出期限	令和4年6月17日（金）
審査（プレゼンテーション）	令和4年6月28日（火）
審査結果の通知・公表	令和4年7月上旬予定
仮契約締結日	令和4年7月下旬予定

## 11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 説明会を正当な理由なく欠席した場合
- (6) 参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合

## 12 契約の締結等

審査委員会において選定された受託候補者と随意契約に係る協議を行い、業務に係る仕様書を確定させ、改めて見積書を徴した上でその内容に基づく随意契約の手続きを行うものとする。

ただし、次のいずれかの事由により受託候補者と契約が締結できない場合は、提案者のうち順位の高い者から順に契約締結の協議を行う。

- (1) 福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）による指名停止を受けることとなった場合。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合。
- (3) 見積書の金額が業務に要する費用（予定価格）を超過した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 受託候補者が契約の締結に応じない場合
- (6) 受託候補者の財務状況悪化等により業務の履行が確実でない恐れがある場合
- (7) その他の理由により、受託候補者と契約の締結が不可能になった場合

## 13 その他の留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となるものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。
- (7) 企画提案の内容については、採用決定後に当課と協議の上、変更して実施することがある。
- (8) 実施体制各種調書における配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更でき

ないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、本市と協議のうえ決定するものとする。

(9) 福井市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

なお、当該プロポーザル実施に関する情報については隨時、市ホームページに掲載する。

(10)企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託候補者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、本市は、受託候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(11) 受託者は、業務履行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(12) その他、不明な点については、14 担当部署（提出・問い合わせ先）に照会すること。

#### 14 担当部署（提出・問い合わせ先）

福井市都市戦略部都市整備課

〒910-8511

福井市大手3丁目10番1号（福井市役所本館5階）

TEL：(0776) 20-5454

FAX：(0776) 20-5764

電子メール：tosiseibi@city.fukui.lg.jp